

平成 21 年第 7 回臨時会

津幡町議会会議録

平成21年11月25日開会

平成21年11月25日閉会

津幡町議会

津幡町告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成21年第7回津幡町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

石川県津幡町長 村 隆 一

- 1 招集期日 平成21年11月25日
- 2 場 所 津幡町議会議場
- 3 付議すべき事件 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成21年第7回津幡町議会臨時会会議録

目 次

1. 招集告示	1
第1号(11月25日)	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程(第1号)	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 開会・開議(午前10時00分)	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程(議案第77号)	5
1. 議案に対する質疑	6
1. 委員会付託	6
1. 休 憩(午前10時13分)	7
1. 再 開(午後2時50分)	7
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	8
1. 閉議・閉会(午後2時56分)	8
1. 署名議員	9

平成21年11月25日(水)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	中村一子	2番	森山時夫
3番	角井外喜雄	4番	酒井義光
5番	塩谷道子	6番	前田幸子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	村隆一	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	酒井菊次
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
保険年金課長	坂坂要	健康福祉課長	東本栄三
環境安全課長	坂倉秀夫	産業建設部長	杉本満
産業経済課長	榊田和男	都市建設課長	川村善一
上下水道部長	林敏則	料金課長	北野力
上下水道課長	岡田一博	会計管理者	兼保純一
会計課長	大田新太郎	監査委員事務局長	大坂茂
消防長	高森良昭	消防次長	國本学
教育長	早川尚之	教育部長	藤本英幸
学校教育課長	宮川真一	生涯教育課長	太田和夫
河北中央病院事務長	村田善紀	河北中央病院事務課長	橋屋俊一

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹本信幸	議会事務局次長	竹田学
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
企画財政課長補佐	納口達也		

○議事日程（第1号）

平成21年11月25日（水） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案上程（議案第77号）

（質疑・委員会付託）

議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

（休憩）

議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開会・開議>

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成21年第7回津幡町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 中村一子議員、2番 森山時夫議員を指名いたします。

<会期の決定>

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成21年8月分および平成21年9月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、9月定例議会で可決された「FTA（自由貿易協定）を締結しないことを求める意見書」および「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 議案上程の件を議題とし、議案第77号を上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

村町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 本日ここに、平成21年第7回津幡町議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本年5月に国内で初めて感染が確認された新型インフルエンザにつきましては、感染力は強いと言われておりますが、多くの感染者は発症しても軽症のまま回復しており、また、タミフル等の治療薬も有効とのことでもあります。

しかしながら、大多数の方は免疫がないことから、感染が拡大する可能性があり、糖尿病やぜん息などの基礎疾患がある方や妊婦の方などが重症化する可能性が高いことが懸念されております。

国におきましては、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、医療機関に患者が集中して混乱しないよう、ワクチン接種の優先順を決め、ワクチン接種が開始されたところであり、11月4日には、石川県内におけるインフルエンザ患者数が警報の基準値を超え、大きな流行が発生または継続することが疑われることから、石川県新型インフルエンザ対策本部よりインフルエンザ警報が発令されました。

当町におきましてもこの警報を受け、従来から行っている手指消毒の継続とともに、インフルエンザ警報発令における注意事項をケーブルテレビやインターネットホームページに掲載しているほか、警報発令の張り紙を町内公共施設に張り出すなど、町民の皆さまに注意、喚起をさせていただきました。

また、小中学校や保育園など若年層に多くの感染者が見られることから、それぞれの学校において学級閉鎖や休校などの措置を取り、感染拡大防止に努めていただいております。

今後とも町民の皆さまには、外出から帰った時のうがいや手洗い、咳エチケットの励行などによりインフルエンザ感染拡大防止の徹底をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます。議案について説明いたします。

議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案は、平成21年8月11日の人事院勧告および10月14日の石川県人事委員会の勧告を参考に、医療職（医師）を除く職員の月例給の減額改定、期末手当および勤勉手当の支給月数の引き下げ改定、自宅に係る住居手当の廃止、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げ改定およびその時間外勤務に係る代休時間の新設、そして、議員ならびに常勤の特別職の期末手当支給月数の引き下げ改定をするものであります。

期末手当の支給月数については、議員ならびに常勤の特別職の0.25か月分の引き下げ、職員

は勤勉手当を含め0.35か月分の引き下げとするものであり、6月に暫定的に凍結した議員ならびに常勤の特別職0.15か月分、職員0.2か月分を今回の引き下げ分に充当し、残りを12月の支給時に引き下げるものであります。

これらの一部改正条例のうち、12月10日に支給予定の期末勤勉手当は、平成21年12月1日が基準日となるため、本臨時会に提案するものであります。

以上、ご提案を申し上げた議案について、その概要をご説明申し上げたところでございますが、常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたさせますので、何とぞ原案どおり承認・決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

＜議案に対する質疑＞

○議長【谷口正一君】 これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑がありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 何点か大変難しい条例の文書でありましたが、ちょっとお聞きしたら大体分かったのですが、議案書の19ページ、育児休業についての説明だけどう考えていいのか分からなかったもので、ご説明をお願いいたします。

19ページ第4項の津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するということで、以下に書いてあるところを次のように加えるということなので、新たにこういう項目を加えるということだと思いますが、ちょっと私読んで、何が心配かということ、育児休業する方たちにとって不利益なことにはならないかどうかということが一番心配でしたので、これについてどういう中身なのかということの説明をよろしくお願いします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 ただいま塩谷議員からご質問がございました。その件につきましては、不利益にはなりません。

詳細につきましては、担当の総務部長からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 塩谷議員の議案に対する質疑についてお答えをいたします。

この津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するというところでございますが、中身については、すでに委員会資料として詳細がいつているかと思っておりますが、中身は育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務の職員のこととございまして、これは短時間勤務の職員にも、先ほど町長が提案理由で説明いたしましたとおり、月60時間を超える割り増し支給率を割り増しするというものを、通常の職員と同様に短時間勤務の職員にも対応しようという条例改正でございまして、理論的には同等の権利とするためにするもので、不利益になるものではございません。

つけ加えるならば、論理的には短時間勤務で月60時間を超えるということはめったにあることではございませんので、現実的には、そういうことはないのかなと思っておりますが、条例上は、いわゆる短時間勤務の育児介護を行う遅出・早出の短時間勤務の人にも割り増し、要は月60時間を超える場合は、時間外勤務手当を割り増しするという条例改正でございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に所管の常任委員会では、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時13分

〔再開〕 午後2時50分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第77号を議題といたします。

<委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより所管の常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき所管の常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長ならびに関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告いたします。

議案第77号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 所管の常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

す。

討論がありませんか。

5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 私は、津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に反対の立場で意見を述べます。

反対の理由は2つあります。

まず、反対の第1の理由です。人事院勧告そのものに対する疑問です。この議案は、平成21年8月11日の人事院勧告に端を発している条例改正です。この人事院勧告は、自民、公明の前政権のときに出されているものであり、公務員給与とボーナスを大幅に引き下げるものです。2002年に小泉内閣が打ち出した総人件費抑制政策が、本来中立であるべき人事院にも押しつけられたものであり、この間の人事院勧告は、公務員の労働基本権を制約する代償措置とはいえないものだと思います。国会討論の中でも、「旧政権の圧力でどのように人事院勧告がゆがめられたのか検証するように」という我が党の求めに対して、原口総務相は「前政権で何が起きたのかは検証したい」と答弁しています。その検証もなされていないときに、条例の改正案が出されたことには賛成できません。

そして、第2の理由です。今、デフレスパイラルの状況であることが発表され、不況が続いている中で、今何が求められているかといいますと、それは内需拡大だと思います。そのようなときに、公務員に減収を押しつけ購買力をさらに弱めるということは、政策としては逆さまだと思います。これを認めるわけにはいきません。そして、もしも経済が回復傾向になったとしても、公務員給与を盾にして一般の労働者の給与が抑え込まれるということになりかねないという懸念もあります。今、国民の懐を暖かくするというところこそ求められていると思います。以上の理由で、この条例案には反対します。

なお、津幡町の常勤の特別職、教育長、議会議員に関する条例第4条から第9条については、

改正案には賛成であることをつけ加えておきます。

なお、前回多分5月だったと思いますが臨時議会において同様の議案に対して私は賛成をいたしました。そのときは、本当に私の勉強不足によるものです。町民の皆さまには深くおわびしたいと思います。

以上で、私は、この条例案には反対ということで、私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第77号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者16名 不起立者1名]

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

<閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第7回津幡町議会臨時会を閉会いたします。

これにて、散会いたします。

午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 中村 一子

署名議員 森山 時夫

参 考 資 料

1. 委员会审查结果表	1
-------------------	---

平成21年第7回津幡町議会臨時会
常任委員会議案審査結果表
総務常任委員会

議案番号	件名	議決結果
議案第77号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決